

青少年インターネット適正利用促進事業委託業務企画提案書募集要項

1 業務概要

(1) 業務目的

青少年のインターネット利用におけるフィルタリング利用率は約 45%（2024 年度子ども家庭庁調査）と未だ低い状況にある。また、近年はフィルタリングでは防ぐことができない SNS 利用に起因する犯罪被害も多発しており、その防止対策が喫緊の課題となっている。

そこで、インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催する。

また、インターネット適正利用に関する保護者や事業者の責務等を周知するための啓発資料を作成する。

(2) 業務内容

別紙 1 「青少年インターネット適正利用促進事業委託業務仕様書」のとおり。

(3) 委託金額限度額

17,468,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 19 日（金）まで

2 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

(1) 企画提案書提出期限の時点で、入札参加資格者名簿（最新のもの）「(大分類) 03. 役務の提供等」のうち、「(中分類) 08. コンピュータサービス」又は、「(中分類) 16. その他の業務委託等」の「3. 研修」に登録されている者であること。

(2) 企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 <一般競争入札の参加者の資格>の規定に該当しない者であること。

(4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) 県内に本社、支社、営業所又は事務所を有すること。

※なお、上記（1）から（5）を満たす複数の団体からなる共同事業体による応募も可能とする。共同事業体で企画提案を行う場合は、事前に申し出ること。

3 応募方法

(1) 提出書類

本事業の受託を希望される方は、別紙 2 「青少年インターネット適正利用促進事業委託業務企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成の上、提出してください。

ア 企画提案参加申込書（様式 1）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 経費見積書（任意様式）

エ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 2）

オ 事業者の概要（団体概要等）がわかる資料（任意様式）

(2) 提出部数

- ・ア、イ、ウ：正本1部、副本8部
- ・エ、オ：正本1部

(3) 提出期限

2026年4月20日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出先（問合せ先）

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループ

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6175（ダイヤルイン）

FAX 052-971-8736

電子メール syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

(5) 提出方法

持参又は郵送による。

その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可とします。

(6) 応募に関する質問について

ア 受付期間

2026年3月23日（月）から4月10日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにて提出してください。

ウ 回答方法

2026年4月15日（水）までに社会活動推進課のWebページに掲載します。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>)

(7) その他

- ・企画提案書の提出は1者1案とします。
- ・応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しません。
- ・企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とします。また、提出資料は返却しません。
- ・その他詳細については、県と打合せの上、行うものとします。

4 選定方法

(1) 選定手順

別に設置する選定委員会において、期限までに提出された企画提案書について、審査により最優秀企画提案者を1者選定します。

なお、企画提案が5件を超える場合は、第1次選定により5者を選定した後、その企画提案について第2次選定を行うこととし、企画提案が5件以下の場合は、基準を満たさない場合を除き、全ての企画提案について第2次選定を行います。

また、第1次選定は書面審査、第2次選定は書面審査又はプレゼンテーションによる審査とし、審査の方法は選定委員会委員長が判断します。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、全提案者に対して書面により通知します。

(3) その他

- ・選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じないこととします。
- ・プレゼンテーションによる審査の場合、1者15分以内とし、その後に数分程度の質疑を行います。審査当日は、プロジェクター等を利用できる予定です。ただし、表示する内容は企画提案書にある内容のみとし、印刷したものを当日提出してください。
- ・第2選定の審査の実施方法については、2026年4月20日（月）以降、第1次選定の通過者全員に対して速やかに連絡します。

(4) 契約

選定委員会で選定された者を受託候補者とし、愛知県と受託候補者の両者により委託内容について協議の上、委託金額限度額の範囲内で委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

5 事前説明会の開催

以下のとおり事前説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

(1) 日時

2026年3月27日（金） 午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎7階 県民文化局第1共用会議室

(3) 参加申込方法

以下のとおり電子メールにて提出してください。

- ・申込期限：2026年3月26日（木）午後5時まで
- ・本文中に以下の情報を記載すること
貴社（団体）名
参加者所属・氏名
連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・申込先 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループ
電子メール syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

6 スケジュール（予定）

2026年4月20日（月）	企画提案書提出期限
同 年5月8日（金）	選定委員会（書面又はプレゼンテーション）における審査、委託先の決定
同 年5月中旬	契約締結・事業実施
2027年3月下旬	業務完了届等の提出、完了検査
同 年3月下旬	委託料請求
同 年4月下旬	委託料支払